

## 令和元年度

### 第24回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和元年6月10日（月曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

出席委員（19名）

1 番 宇治田清治  
2 番 山本 宏一  
3 番 土橋 ひさ  
4 番 有本 太一  
5 番 曾根 光彦  
6 番 坂東 紀好  
7 番 吉中 雅三  
8 番 湯川 徳弘  
9 番 藤井 幹雄  
10番 岩橋 章

11番 和田 好夫  
12番 藤井 高  
13番 廣井 伸多  
14番 辻本 傑  
15番 吉川 松男  
16番 大河内壽一  
17番 山本 茂樹  
18番 谷河 績  
19番 中村 弘

欠席委員（0名）

出席職員

農業委員会事務局

局 長 東山 雅彦  
課 長 奥谷 知彦  
副 課 長 清瀧 篤樹  
班 長 中川 拓哉  
事務主査 松尾 文子  
事務副主任 東 健太

農林水産課

課 長 佐々木茂彰  
農政企画班長 前島 一仁  
農政企画班事務副主任 上野 宏武

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第24回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 續）

ただいまより、第24回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

今回、現地調査並びに事情聴取の案件はございませんでした。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、岩橋委員、和田委員にお願いいたします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、17件ありました。内容はNo. 6、No. 8が時効取得、No. 11が遺贈、No. 15の一部が持分放棄、その他は相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で2件ありました。令和元年5月14日付、29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

します。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で7件ありました。令和元年5月7日付、20日付、29日付で受理通知書を交付しています。なお、No. 7は使用貸借権の設定で、No. 5、6は開発許可済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件については、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が1件ありました。

平成31年4月9日付で、受理通知書を交付しましたが、当初の計画を変更し、当該土地を分割して、複数社で、開発・販売するため返納するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課上野事務副主任 番外、説明します。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施

行規則第3条の2の第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。全1件の申出があり、2ページに、位置図を示しております。全1件、一括して説明させていただきます。

参考資料の3ページから7ページをご覧ください。

3ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、三田地区、三田小学校の北西約・・・mに位置しております。

青色で着色し示しております代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。

また、申出時に受領した代替地検討書を4ページに添付しております。5ページには申出地を二方から撮影した写真を、6ページには農用地区域の広がり、7ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

除外申出の経緯といたしまして、利用者である・・・氏は、土地所有者、・・・氏の・・・にあたります。利用者は、現在・・・在住で、現在の仕事を辞めることをきっかけに和歌山市に転入し、土地所有者である親の農業の手伝いを行う予定とのことです。

利用者は、動物を多数飼育しており、転入に際し、賃貸住宅を検討されたそうですが、物件がなく断念したため、申出地に新たに住宅を建築したいとの意向です。

申出地は、北側、西側に宅地、南側に道路、東側に農地に隣接した農地となっております。

利用者が申出地に住むことにより、今後

の営農及び土地所有者の高齢に伴う不安等を解消することができるとの意向で、除外申出に至りました。

以上の全1件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる1号から5号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。説明は、以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定してよろしいでしょうか。

「意義なし、との声。」

それでは、議案第1号に対する意見は、やむを得ないとさせていただきます。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で1件ありました。

No. 1については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館の北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、現在、従業員及び顧客用の駐車場が不足していることから、自社の販売事務所の隣接地である当該地を露天駐車場として転用するものです。

なお、賃借権設定で、平成31年2月19日付で農用地区域を除外済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が15件ございました。

賃借権が1件、使用貸借権が14件の設定です。期間は1年が2件、2年が1件、3年が8件、4年が1件、6年が3件です。

面積は田が24,197㎡、畑が697㎡、合計24,894㎡でした。

また、うち農地中間管理事業による設定が2件あり、面積は田が3,253㎡でした。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

議案書に同封しておりました、別紙をご覧ください。別紙、2冊ございます。本件について、農業委員会は、毎年、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行い、公表するものとなっています。

まず、平成30年度の点検・評価の冊子ですが、1ページは本市の農業の概要、農業委員の人数等を示しています。

2ページは担い手への農地の利用集積・集約化ですが、担い手への集積率は14.8%です。地域により担い手のばらつきや、不足が課題です。利用権の集積実績は累計で197.7haとなり、農業委員、農地利用最適化推進委員、関係機関の連携により、目標を達成しました。今後さらなる連携強化が課題です。

3ページは新規参入の促進ですが、平成30年度は、市内新規就農を含め9経営体、3.5haの農地取得があり、12経営体

の目標に対し、目標を下回りましたが、面積では目標を上回りました。

可能な限り新規参入希望者と委員、関係機関で面談し、農地のあっせんに努めました。法人も増え、今後の担い手として期待できます。

4ページは遊休農地についてですが、本市では40.3haの遊休農地を確認しています。

また、目標1haに対し1.2haの遊休農地を解消しました。目標を達成しましたが、新たな遊休農地も確認されているため、今後、さらなる解消対策が必要です。

5ページは違反転用への対応ですが、新たに2件発生しました。農業委員会、県との連携により解消に向け指導しています。今後も、違反転用防止の啓発、監視活動の強化、早期発見、早期指導に努めます。

6ページは農地法第3条事務、農地転用事務の処理件数、7ページは農地所有適格法人の報告件数、農業委員会の情報提供等の実績、8ページは事務の実施状況の公表等について、示しています。

続いて、令和元年度の目標です。冊子が変わります。そちらの1ページは本市の農業の概要、農業委員の人数等を示しています。

2ページの担い手への農地の利用集積・集約化ですが、利用権の集積面積215ha、うち新規利用権設定面積25haを目標としています。農地利用最適化推進委員が主体となり、農業委員、関係機関の連携により利用権設定面積の拡大、新たな農地や担い手の掘り起こしを行い、地域による担い手のばらつきや、不足を解消するよう努めます。新規参入の促進ですが、関係機

関と連携し、広く情報を収集し、新規参入12経営体を目指します。

3ページの遊休農地についてですが、8月の一斉農地パトロール、また随時の現地調査を行い、1haの遊休農地解消を目指します。違反転用については、引き続き県と連携し、解消に向けた指導、違反転用防止の啓発、監視活動の強化、早期発見、早期指導に努めます。

なお、本件、別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆9番（藤井幹雄） ご苦労様です。拝見したのですが、新規参入のページについて質問させていただきます。

平成28年度7経営体、続いて14経営体、9経営体とありますが、その後新規参入された方についての動向は把握されているのでしょうか。

◆中川班長 説明します。新規就農の方については、給付金をいただいている方も多く、その実績等につきましては、市の農林水産課と連携しながら経過等見守っております。ですから、農地面積が増えていない人もあるのですが、経過としては、現状維持されている、もしくは面積を増やして給付金をもらいながら、やっておられるという方がほとんどかと思えます。

◆9番（藤井幹雄） 撤退した方はおられないのですか。

◆中川班長 撤退したという方は、特には今のところ聞いておりません。

◆谷河会長 よろしいでしょうか。では、

議案第5号については、ほかにご意見等ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

続いて、その他の案件として、非農地判断業務について、提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

以前より計画を行っていた非農地判断業務について、西和佐地区から行っていきます。資料1をご覧ください。

地図の枠内の地域を対象に事前調査を行いますので、担当グループの農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんは、ご協力をお願いします。以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第24回総会を閉会いたします。

13時23分 閉会